

普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書について

普天間飛行場代替施設について、名護市は、平成8年4月、橋本龍太郎首相とモンデール米国駐日大使との会談で、普天間飛行場の全面返還が合意され、その後、比嘉鉄也元市長、岸本建男前市長、そして私と三代にわたり、この問題に向き合ってまいりました。

平成11年11月沖縄県から普天間飛行場代替施設の移設候補地としての協力依頼を受け、同年12月名護市議会では夜を徹し議論を尽くし移設促進決議を可決、同年12月岸本建男前市長が基本条件を付して受け入れを容認し、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定されました。その後、同閣議決定に基づき、国・県・名護市を含む関係地方公共団体で構成する代替施設協議会で、現行案(基本計画)が決定し、その実施に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成17年10月29日、日米安全保障協議委員会で、これまでの経緯を無視して、いわゆる沿岸案が合意されました。

この沿岸案は、それまで一度も協議が行われたことはなく、滑走路延長線上に民間住宅が位置し、学校が近在するなど住民生活への影響を鑑みても、全く受け入れることはできないと考えてきました。

私は、日米安全保障体制を容認する立場であります。が、国が一方的に沿岸案を押し付けるという行為は、断じて行うべきではないと考えておりました。

県内外には、県外移設や国外移設、即時返還を望む声があります。私も、できるならば、県外移設が望ましいと考えております。

私は、この問題について、これまでの経緯を踏まえ、何度も何度も自らに問い合わせし、熟慮に熟慮を重ねてきました。その結果、岸本建男前市長が主張した、現行案のバリエーションの範囲であれば、久辺三区をはじめ関係機関、団体等の意向を踏まえ、政府との協議に応じるという考え方を踏襲することといたしました。そして、辺野古地区、豊原地区及び安部地区の上空の飛行ルートを回避することが、地域住民の生活の安全を確保する上で、譲ることのできないラインだと考えるにいたりました。

私は、こうした基本的考え方のもとに、防衛庁と話し合いを重ねてまいりました。その結果、昨日、防衛庁が提案した内容は、これまで名護市及び宜野座村の要求にある民間地区の上空を飛行しないということが示されたことにより、別紙の基本合意書を交わすことといたしました。

今後は、基本合意書をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設について、継続的に協議を続けることになります。住民生活や自然環境に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組む必要があると考えており、地元、関係機関、団体等の意向を踏まえ、適切に対応していきたいと考えているところであります。

市民の皆様をはじめ、地元、関係機関、団体等の方々のご理解をよろしくお願ひいたします。

平成 18 年 4 月 8 日

名護市長 島 袋 吉 和